本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

当事者の求めた裁判

控訴人

原判決を取り消す。 1

- 被控訴人が控訴人に対し昭和五五年五月一二日付けで控訴人の昭和五一年分 所得税についてした更正処分を取り消す。
 - 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

被控訴人

主文と同旨。

当事者の主張

次のとおり補正するほかは、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用す る。

- 原判決九枚目裏一行目「(いわゆる帳簿価格)」の次に「)」を加える。 同二八枚目裏一〇行目の「トリツピ数」を「トリツプ数」に改める。
- 同七六枚目裏四行目の「需細な」を「零細な」に改める。

第三 証拠関係(省略)

曲

- 請求原因1の事実、同2(一)(6)のうち控訴人が昭和五一年七月ころ本 件自動車を運転中に中央分離帯に衝突させる自損事故を起し、バンパー・ラジエー ター・エンジンを破損し(破損の程度は別。)、修理すれば直すことができるものの相当に修理代がかさむことから廃車にしようと考え、これを製鋼原料販売業者A に三〇〇〇円で売却処分したことは、いずれも当事者間に争いがなく、本件自動車 の購入、破損、売却等の経過についての当裁判所の認定は、原判決八四枚目表五行 目から八五枚目表四行目のとおりであるから、それをここに引用する。
- そこで、右売却処分により本件自動車の譲渡損失が生じた場合、控訴人の昭 -年分給与所得の金額からこれを控除すべきものであるか否かについて判断す る。
- 原審における控訴人本人尋問の結果及びこれにより真正に成立したものと認 1 められる甲第一、第二号証、原審証人Bの証言によると、次の事実が認められ、こ の認定を左右するに足る証拠はない。
- 控訴人は昭和四五年四月神戸市a区bc丁目d番e号所在の大崎事務所 、税理士業務及びこれに付随して顧問先の財務書類の作成、会計帳簿の記 帳の代行その他財務に関する業務について税理士を補助し、顧問料の集金を行う等 の事務に従事していたが、外回りの際は右事務所備付けの自転車のほか、同事務所の費用で電車・タクシー等を必要に応じ利用していた。
- (二) 控訴人の通勤経路(片道約四一キロメートル)は、加古川市 f 町 g h 番地の i 所在の自宅から約二・三キロメートル離れた山陽電鉄 C 駅までバス(徒歩で一五、六分の D 駅まで歩くこともあった。)、同駅から阪急電車 E 駅まで電車によ り、右区間の定期券購入代金につき通勤手当として実費支給を受けていた。
- 控訴人は昭和四六年六月本件自動車(スバルー三〇〇Gスポーツ)を六 (三) 八万円で買い受け、自宅からC駅まで毎日通勤のために使用し、外回りの仕事があ るときは事務所まで運転していつてその用に供し、休日等にはドライブ・旅行等の レジヤーに使用していた。本件自動車が外回りの仕事の用に供されたのは控訴人の 意思によるものであるが、昭和五〇年ころからガソリン代につき実費程度のものが 請求の都度支払われるようになつた。
- 本件自動車の廃車に至るまでの全走行距離は約六万一〇〇〇キロメート ル、うち自宅からC駅まで通勤のために使用した走行距離は約四九一二キロメート ルであつた。

右認定事実によると、本件自動車は給与所得者である控訴人が保有 その生活の用に供せられた動産〈/要旨〉であつて、供用範囲はレジヤーのほか、 通勤及び勤務先における業務にまで及んでいると言うことができる。

ところで、右のうち、自動車をレジヤーの用に供することが生活に通常必要なも のと言うことができないことは多言を要しないところであるが、自動車を勤務先に おける業務の用に供することは雇用契約の性質上使用者の負担においてなされるべ きことであつて、雇用契約における定め等特段の事情の認められない本件において は、被用者である控訴人において業務の用に供する義務があつたと言うことはできず、本件自動車をC駅・E駅間の通勤の用に供したことについても、その区間の通勤定期券購入代金が使用者によつて全額支給されている以上、控訴人において本来そうする必要はなかつたものであつて、右いずれの場合も生活に通常必要なものとしてその用に供されたと見られるのは、控訴人が通勤のため自宅・C駅間において使用した場合のみであり、それは本件自動車の使用全体のうちにでいるとよりでない資産に該当するものと解するのが相当である。

3 右の点に関して控訴人は、主位的主張として、給与所得者が保有し、その生活の用に供せられる動産は税法上「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」の二種の分類に尽きるものではなく、他に法三三条一項の予定する「一般資産」とでも呼ばれるべきものが分類され、本件自動車は前二種のいずれにも該当するものではなく、この「一般資産」に該当するものであり、その譲渡損失については法六九条一項により控訴人の給与所得の金額から控除すべきものとする。

しかし、法・令は、給与所得者が保有し、その生活の用に供する動産については、「生活に通常必要な動産(法九条一項九号、令二五条)と「生活に通常必要な動産(法九条一項九号、令二五条)の二種に分類する構成をい資産(動産)(法六二条一項、令一七八条一項三号)の二種に分類する構成をいるが、前者については譲渡による所得を非課税とするとともに譲渡による損失にいては特定の損失と所得との間でのみ控除を認めているものと決したる損失については特定の損失と所得との間でのみ控除を認めているものと譲渡による損失については特定の損失と所得との間でのみ控除を認めているものとおができない。したがつて、右控訴人の主位的主張は実定法上の根は賛同することができない。したがつて、右控訴人の主位的主張は実定法上の根になり真正に成立したものと認められる甲第三、第七、第九号証は同じ理由により採用することができない。

4 控訴人は、予備的主張として、給与所得者の保有する有形固定資産は、税法上事業所得者の保有するそれに類似して「収入を得るために用いられる資産」と「生活の用に供する資産」の二種に分類され、本件自動車は前者に該当し、その譲渡損失については法六九条一項により控訴人の給与所得の金額から控除すべきものとする。

このことに照らすと法は必要経費の実額控除をなすことに係る「収入を得るため

に用いられる資産」なるものは認めていないものと言うほかはない。したがつて、 右控訴人の予備的主張も実定法上の根拠を欠き失当であり、同主張に符合する前項 記載の各証拠は同じ理由により採用することができない。 三 そうすると、その余の判断に及ぶまでもなく、被控訴人のなした本件更正処 分は適法であり、控訴人の本訴請求は理由がない。 四 よつて、原判決は結論において相当で、本件控訴は理由がないからこれを棄 却し、控訴費用の負担につき民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判長裁判官 今中道信 裁判官 仲江利政 裁判官 上野利隆)